

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年9月10日

【事業年度】 第62期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 北野建設株式会社

【英訳名】 KITANO CONSTRUCTION CORP.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 北 野 貴 裕

【本店の所在の場所】 長野県長野市県町524番地

【電話番号】 026(233)5111（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員経理担当 西 田 眞 介

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座1丁目9番2号

【電話番号】 03(3562)2331（代表）

【事務連絡者氏名】 経理本部次長 塚 田 美 一

【縦覧に供する場所】 北野建設株式会社 東京本社
(東京都中央区銀座1丁目9番2号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出いたしました第62期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項に関し、一部追加記載を要する事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

3【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

前文 <省略>

(1)～(6) <省略>

(訂正後)

前文 <省略>

(1)～(6) <省略>

(7) 取締役の定数及び選任決議

当社の取締役は、25名以内とする旨を定款に定めております。取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらない旨を定款に定めております。

(8) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項（自己の株式の取得）

当社は、自己の株式の取得について、機動的な資本政策を遂行するため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。

(9) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。